

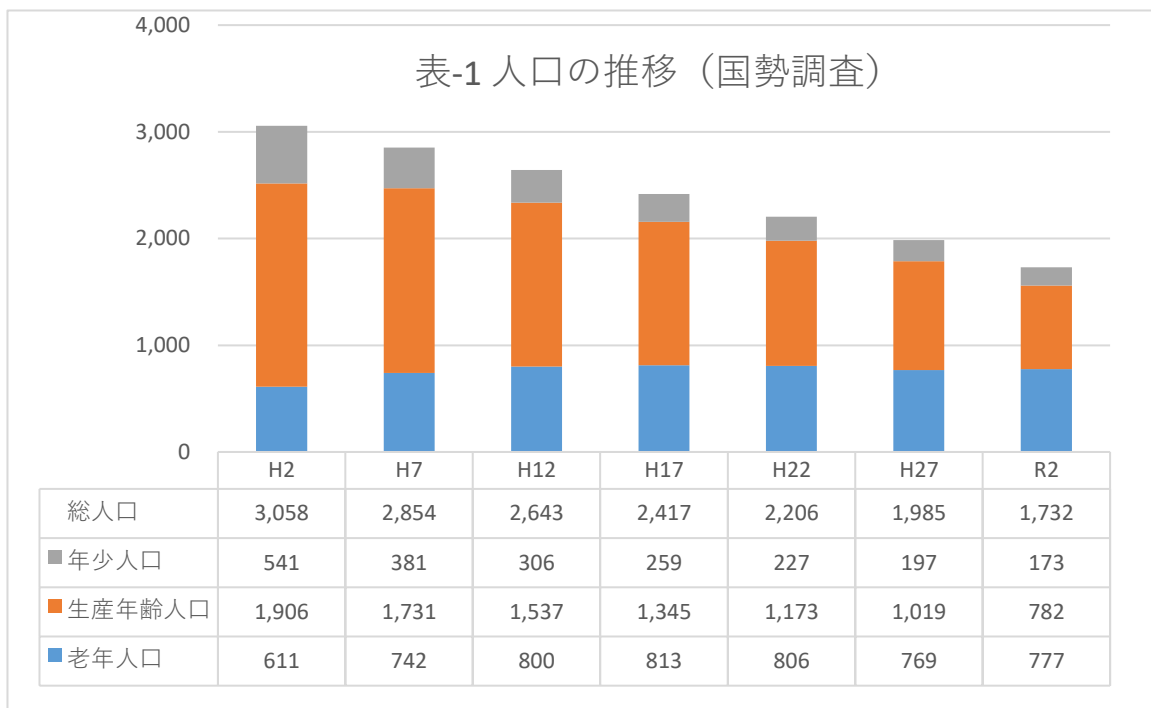
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

浦臼町の人口は、昭和30年の7,151人をピークに年々減少を続け、令和2年には1,732人となり、ピーク時に比べ約7割減少している。

それに伴い少子高齢化、生産年齢層人口の減少が進行している。



浦臼町の基幹産業は、石狩川沿いから樺戸連山にかけて穏やかな丘陵地帯を開墾し、広大な農地を活用した稲作主体の農業である。

近年は稲作だけでなく、日本最大級の広さを誇るぶどう園や南国フルーツのマンゴー栽培事業者など特色ある作物の栽培事業者が操業している。

従事者別産業構造（表-2）については、第1次産業が48.4%と全体の半数を占めており、農業従事者が多い結果となっている。次いで第3次産業の41.1%、第2次産業の10.5%と続いており、企業のほとんどが中小企業である。

さらに、産業別従業員数（表-3）を見ても、農業が32.0%、次いで建設業が13.3%、卸売業・小売業が11.5%となっている。要因としては、前述したぶどう園やマンゴー栽培等の農業事業所の従業員数が多いことである。

表-2 従業者別産業構造（H28 経済センサス）

	従事者数	割合
第1次産業	484	48.4%
第2次産業	105	10.5%
第3次産業	411	41.1%

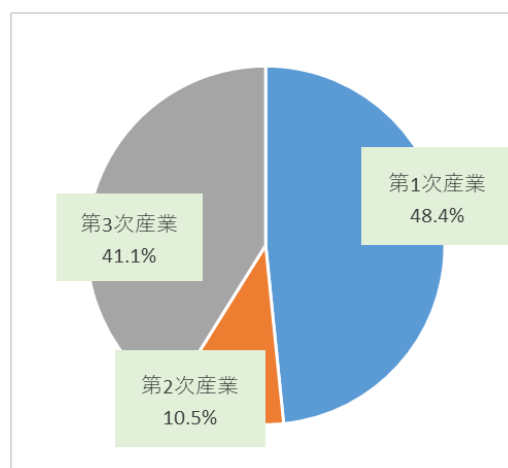
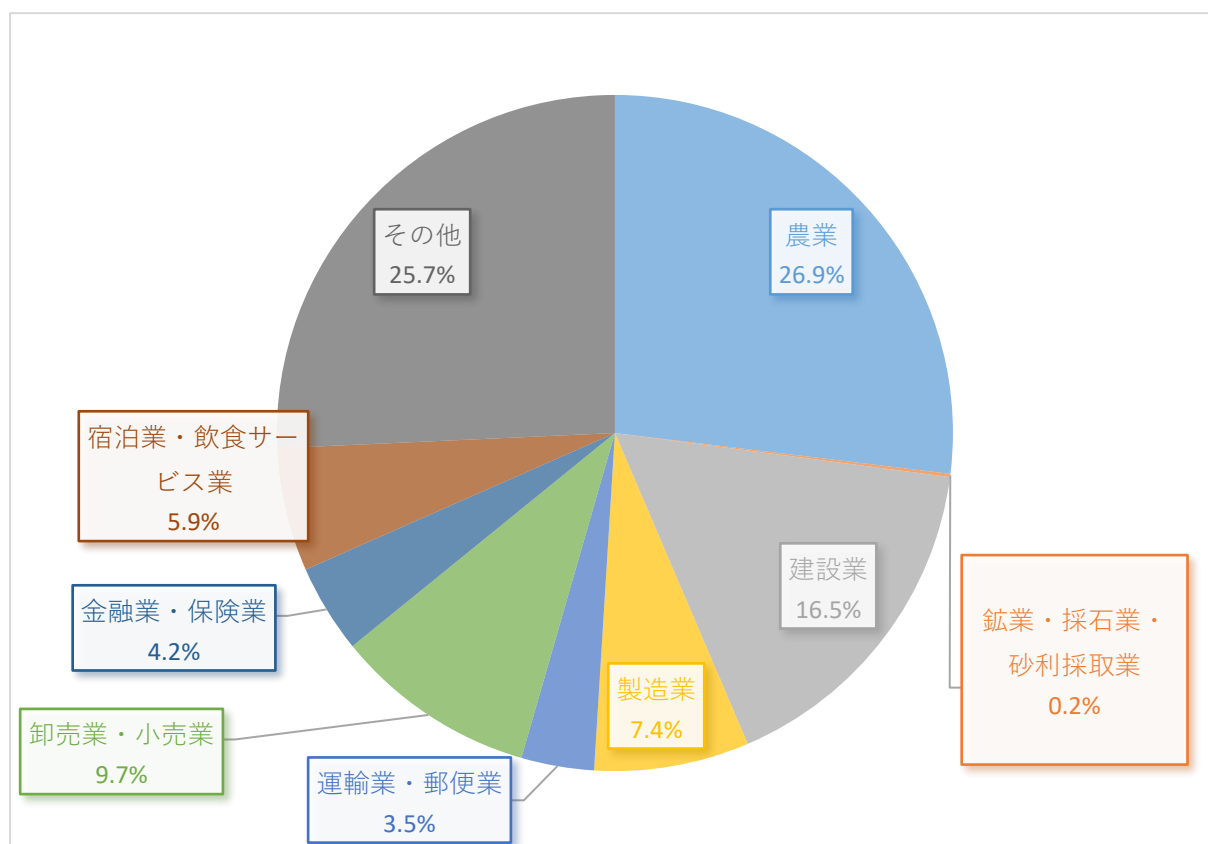


表-3 産業別従業員数（H28 経済センサス）

区分	事業所数	事業者数割合	従業員数	割合
農業	4	4.6%	194	32.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	1	1.1%	1	0.2%
建設業	8	9.2%	81	13.3%
製造業	4	4.6%	22	3.6%
運輸業・郵便業	2	2.3%	15	2.5%
卸売業・小売業	22	25.3%	70	11.5%
金融業・保険業	2	2.3%	4	0.7%
宿泊業・飲食サービス業	8	9.2%	35	5.8%
その他	36	41.4%	185	30.5%
合計	87	100%	607	100.0%

表-4 産業別従業員数割合（H28 経済センサス）



(2) 目標

従業員の減少や高齢化など課題に対応するため、先端設備等の導入により事業の効率化を図り、中小企業者の労働生産性の維持・向上を促進していく必要があり、助成制度の活用や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくため、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定する。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

労働生産性の向上のためには、幅広い設備の導入が想定されるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先

端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

町内全ての中小企業者の生産性を向上させる必要があることから、対象地域は町全域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は多様であるため、対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月9日～令和7年7月8日まで2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。